



複数の所在地登記（一照多址）について

1. 複数の所在地登記（一照多址）とは

中国における法人は、原則として所在地は1か所のみ登記ができることとされており、複数の所在地を登記する場合は各所在地に分公司を設立することが必要です。ただ、近年1つの法人が分公司の設立なしで複数の所在地を登記できる制度を実施する都市（北京市・広州市・深セン市など）が出てきました。この制度のことを一照多址と言います。

当該制度の実施は都市ごとに行われており、2か所以上の所在地の登記ができるのは同一の市内に限られますが、小売店などの企業で同一の市内に複数の店舗を出店する場合は店舗（所在地）ごとの分公司の設立が不要となり、分公司の登記に係わる管理業務の負担軽減が見込まれます。

2. 税務上の影響

総公司及び分公司が同一の市内に所在していたとしても、特定の税金の申告（例えば印紙税・個人所得税など）は総公司・各分公司でそれぞれ必要とされてきましたが、一照多址によって分公司の設立が不要となり、この税金申告の負担も軽減されることとなります。

留意しなければならない点が一照多址は一般的に総公司在る市内のみ有効である点です。市外において一照多址は認められておらず、市外の所在地を登記する場合は当地で分公司の設立が必要となり、市外に設立した分公司は所在する地域で税金申告が必要となります。各税金には国税及び地方税のそれぞれの割合が定められており、特定の都市（例えば総公司在る都市）に任意で申告及び納付をまとめることは、別の都市の課税当局より脱税と見做されかねないため留意が必要です。

主な税目	国税	地方税
企業所得税（特定の業種除く）	60%	40%
個人所得税（預金利息除く）	60%	40%
増値税（一部の都市除く）	75%	25%
印紙税（証券取引除く）	0%	100%

3. 一般的な条件

以下は一般的な一照多址の申請条件です。市場監督管理局に事前申請が必要とされており、申請後に商務局・税関・金融機関などに対しても手続が必要となるのが一般的です。

番号	内容
①	登記する所在地は同一の市内であること。
②	登記する所在地における営業活動は経営範囲内であること。
③	登記する所在地は実際に業務を行う固定的な経営地であること。

4. 直近の一照多址の実施事例（深セン市）

2022年6月30日に深セン市場監督管理局より《“一照多址、一市一照”企業登記について市場監督管理局の業務に関する通知》が公表され、深セン市においても2022年7月6日より一照多址による申請の受付が開始されました。

以下は深セン市における申請条件です。外資企業・内資企業に関わらず申請が可能とされており、既に複数の企業が申請を行っていることが確認されています。

番号	内容
①	深セン市において登記されている法人、非会社制法人、パートナーシップ法人、個人独資企業であること。
②	事前許可経営項目を行う企業ではないこと。
③	連合会に登録が必要な企業ではないこと。
④	ペーパーカンパニー、会計士事務所、弁護士事務所ではないこと。
⑤	深汕特別合作区内の企業ではないこと。

フェアコンサルティング中国

（正緯企業管理諮詢（上海）有限公司）

<p>北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲19号楼 嘉盛 SOHO 10層 A058室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村（AWAMURA）日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com</p>	<p>蘇州分公司 蘇州工業園区華池街88号 晉合広場2号11F1176室 電話：+86-512-8916-5176 担当：粟村（AWAMURA）日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com</p>
<p>上海総公司 上海市黄浦区茂名南路58号 花園飯店（上海）601室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原（UEHARA）日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com</p>	<p>成都分公司 四川省成都市成华区双慶路10号 華潤大厦32層3201室 電話：+86-28-6287-7518 担当：上原（UEHARA）日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com</p>
<p>広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路12号 高德置地冬広場H座1501室V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢（FURUYA）日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com</p>	<p>深セン分公司 深セン市福田区深南大道4019号 航天大厦A座610室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢（FURUYA）日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com</p>

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。